

第5回西知多医療厚生組合議会臨時会

会 議 録

令和7年（2025年）12月22日

西知多医療厚生組合議会

令和7年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録目次

会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告について	6
西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について	6
西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につい て	8
西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条 例の一部改正につて	9
令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算(第3号)	11

令和7年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会会議録

1 招集年月日 令和7年（2025年）12月22日 午後1時30分

2 招集場所 西知多医療厚生組合議場

3 応招議員（14人）

1番 北川 明 夫

8番 高 橋 至

2番 今 瀬 和 弘

9番 竹 内 祥 浩

3番 中 村 義 幸

10番 高 橋 直 之

4番 秋 葉 みどり

11番 小 浦 智 夫

5番 工 藤 政 明

12番 藤 井 貴 範

6番 江 川 祐 之

13番 藤 沢 巖

7番 石 丸 喜久雄

14番 渡 邊 眞 弓

4 不応招議員 なし

5 開閉の日時

開会 令和7年（2025年）12月22日 午後1時30分

閉会 令和7年（2025年）12月22日 午後1時55分

第1日 (12月22日)

1 出席議員(14人)

1番	北川明夫	8番	高橋至
2番	今瀬和弘	9番	竹内祥浩
3番	中村義幸	10番	高橋直之
4番	秋葉みどり	11番	小浦智夫
5番	工藤政明	12番	藤井貴範
6番	江川祐之	13番	藤沢巖
7番	石丸喜久雄	14番	渡邊眞弓

2 欠席議員 なし

3 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため

出席した者の職氏名

副管理者	伊藤清一郎	副管理者	星川功
------	-------	------	-----

副管理者	立川泰造
------	------

[総務部]

総務部長	鈴木俊毅	総務課長	宇野孔美
------	------	------	------

施設管理課長	清水信宏
--------	------

[公立西知多総合病院]

公立西知多総合病院長	吉原基	副院長兼看護局長	宮原晴子
------------	-----	----------	------

副院長兼病院事務局長	許斐正啓	企画管理課長	谷川正仁
------------	------	--------	------

企画管理課統括主幹	大岩喜恵	企画管理課課長兼人事管理	牧野達弘
-----------	------	--------------	------

医事課長	森田美和	室長兼DX推進室長	
------	------	-----------	--

[看護専門学校]

看護専門学校長	鰐部貴久美	庶務課長	石橋謙介
---------	-------	------	------

教務課長兼教務主任	齋藤陽子
-----------	------

4 オブザーバーとして出席した者の職氏名

[東海市]

健康福祉監	橘洋子	環境経済部長	河田明
-------	-----	--------	-----

[知多市]

健康文化部長 加 藤 由 裕 環境経済部長 竹 内 和 彦

5 本会議に職務のため出席した職員の職氏名

議会事務局長 小 林 照 彰 書 記 保 科 達 郎
書 記 久 野 真 弘

6 議事日程

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	2 1	西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について
5	2 2	西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
6	2 3	西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
7	2 4	令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）

7 会議に付した事件

議事日程に同じである。

(1 2 月 2 2 日 午後 1 時 3 0 分 開会)

議長 (渡邊眞弓)

本日は、御多忙の中、御参集いただき、大変、御苦労さまでございます。

現在の出席議員は、14人でございます。定足数に達しており、会議は成立いたします。ただいまから、令和7年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会を開会いたします。会議に先立ち、副管理者から挨拶をいただきます。

副管理者 (伊藤清一郎)

議長のお許しを得ましたので、開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。本来ですと、管理者から御挨拶を申し上げるところでございますが、体調不良で欠席のため、管理者に代わり御挨拶申し上げます。

本日は、令和7年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会の開会をお願いいたしましたところ、御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本日御提案いたしておりますのは、「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」はじめ4件の議案でございます。何とぞ、十分な御審議をいただき、御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長 (渡邊眞弓)

ありがとうございます。それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 (渡邊眞弓)

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、5番工藤政明議員、10番高橋直之議員を指名いたします。

議長 (渡邊眞弓)

続きまして、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。今回の臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって会期は、本日１日と決定いたしました。

議長（渡邊眞弓）

続きまして、日程第３「諸般の報告について」を議題といたします。

地方自治法第２９２条において準用する同法第２３５条の２第３項の規定により、監査委員から議長のもとに、令和７年９月及び１０月分の例月出納検査結果報告が提出されましたが、お手元に配布いたしましたとおりでございますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

続きまして、日程第４議案第２１号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（鈴木俊毅）

ただいま上程されました議案第２１号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、給料月額並びに期末手当及び、勤勉手当の支給割合の引上げ等をするため、改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（宇野孔美）

議案第２１号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」の内容につきまして、御説明申し上げます。令和７年８月７日に公表されました令和７年人事院勧告において、民間給与との較差を埋めるため、初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給月額を引き上げるとともに、期末手当及び勤勉手当の引き上げなどを内容とする勧告があり、国家公務員につきましては勧告のとおり法の整備がされております。本組合においても、これらの状況を考慮し、所要の改正をするものでございます。改正の内容につきましては、議案末尾に添付してございます参考資料の新旧対照表により、御説明申し上げます。本改正条例は、改正内容の実施を２段階に分けて行うため、２条建てにより施行期日を分けて改正するものでございます。まず１ページ目の第１条関係は令和７年度実施分で、第１１条の改正は、

初任給調整手当の引上げでございます。第19条の改正は、医師に係る宿日直手当の引上げでございます。第20条の改正は、期末手当の引上げで、12月に支給する期末手当の率について、0.025月分、2ページをお願いします。再任用職員についても0.025月分引き上げるものです。第21条の改正は、勤勉手当の引上げで、12月に支給する勤勉手当の率について、0.025月分、再任用職員についても0.025月分引き上げるものです。条例別表の給料表の改正につきましては、新旧対照表への記載を省略し、概略を一覧表で表示してございますが、給料月額を引き上げるもので、職員全体で、平均11,475円、率にして3.53%の引き上げとなるものでございます。3ページをお願いします。第2条関係は、令和8年度以降の実施分でございます。第20条の改正は、第1条関係により改正した12月の期末手当の引上げ分を、令和8年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。第21条の改正は、第1条関係により改正した12月の勤勉手当の引上げ分を、令和8年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。4ページをお願いします。附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、第1条関係の改正による適用区分で、給料月額等の引上げについては令和7年4月1日から、期末手当、勤勉手当の引上げについては令和7年12月1日から、遡って適用するものでございます。附則第3項は、給与の内払について定めたもの、附則第4項は、改正条例の施行に係る委任について定めたものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第21号「西知多医療厚生組合職員の給与に関する条例の一部改正について」、

原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊眞弓）

続きまして、日程第5議案第22号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（鈴木俊毅）

ただいま上程されました議案第22号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。提案理由といたしましては、人事院勧告及び国等の情勢を考慮し、特定任期付職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等をするため、改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（宇野孔美）

議案第22号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。本改正条例も、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てになっています。第1条関係は令和7年度実施分で、第7条の改正は、特定任期付職員の給料月額を上げるものでございます。第9条の改正は、期末手当及び勤勉手当の引上げで、12月の期末手当及び勤勉手当の支給率を0.025月分引き上げるものでございます。2ページをお願いします。第2条関係は令和8年度以降実施分で、第9条の改正は期末手当及び勤勉手当の改定で、第1条関係により改正した12月の期末手当及び勤勉手当の引き上げ分を、8年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、給料月額の上上げについては令和7年4月1日から、期末手当及び勤勉手当の引上げについては令和7年12月1日から、遡っ

て適用するとしたもの、附則第3項は、給与の内払規定について定めたものでございます。

なお、この条例改正の対象となる特定任期付職員は、現在のところ採用しておりません。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第22号「西知多医療厚生組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊眞弓）

続きまして、日程第6議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

総務部長（鈴木俊毅）

ただいま上程されました議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」につきまして、御説明申し上げます。提案理由といたしましては、常勤職員等に準じて、短時間勤務会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等をするため、改正するものです。

なお、詳細につきましては、総務課長から御説明申し上げます。

総務課長（宇野孔美）

議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、御説明申し上げます。改正の内容につきましては、3枚目、参考資料の新旧対照表により御説明申し上げます。本改正条例も、改正内容の実施を2段階に分けて行うため、2条建てになっています。まず1ページ目の第1条関係は令和7年度実施分で、第7条の改正は、期末手当の引上げで、12月に支給する期末手当の率について、0.025月分引き上げるものです。第8条の改正は、勤勉手当の引上げで、12月に支給する勤勉手当の率について、0.025月分引き上げるものです。第10条の改正は、通勤に係る費用弁償の引上げで、自動車等の使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員は1,460円に、2ページをお願いします。片道15メートル以上である職員は2,080円に引き上げるものです。第2条関係は、令和8年度以降の実施分でございます。第7条の改正は、第1条関係（令和7年度実施分）により改正した12月の期末手当の引上げ分を、令和8年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。第8条の改正は、第1条関係により改正した12月の勤勉手当の引上げ分を、令和8年度以降、6月及び12月で平準化するものでございます。附則第1項は、施行期日で、この条例は、公布の日から施行するもの、ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものでございます。附則第2項は、第1条関係の改正による適用区分で、通勤に係る費用弁償の引上げについては令和7年4月1日から、期末手当、勤勉手当の引上げについては令和7年12月1日から、遡って適用するものでございます。3ページをお願いします。附則第3項は、給与及び通勤に係る費用弁償の内払について定めたもの、附則第4項は、改正条例の施行に係る委任について定めたものです。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第23号「西知多医療厚生組合短時間勤務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、原案に賛成の方は、挙手を願います。

(全員 挙手)

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊眞弓）

続きまして日程第7議案第24号「令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を願います。

病院事務局長（許斐正啓）

ただいま上程されました 議案第24号「令和7年度西知多医療厚生組合 病院事業会計 補正予算（第3号）」について御説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に基づく人件費の増に伴い行うものでございます。第2条は、収益的収入及び支出で、支出は、第1款病院事業費用、第1項医業費用160億2,074万円に、補正予定額1億7,324万円を増額し、161億9,398万円とするものでございます。第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、予算第8条中84億3,358万円を86億0,620万円に改めるものでございます。詳細につきましては、企画管理課長から御説明申し上げます。

企画管理課長（谷川正仁）

議案第24号令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。10ページをお願いいたします。令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予定額明細書でございますが、収益的収入及び支出につきましては、支出の、第1款病院事業費用第1項医業費用、1目給与費で、当初予算額84億7,594万円に1億7,324万円を増額し、86億4,918万円とするもので、内訳は1節給料で医師給をはじめ全体で5,255万円増額するも

の、2節手当等で同じく8,861万円、4節報酬で2,080万円、5節法定福利費で1,128万円、それぞれ増額するものでございます。以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いします。

議長（渡邊眞弓）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

議案第24号「令和7年度西知多医療厚生組合病院事業会計補正予算（第3号）」について、原案に賛成の方は、挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

ありがとうございました。全員の賛成を得ました。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（渡邊眞弓）

以上をもちまして、本日の臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。ここで、立川副管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

副管理者（立川泰造）

議長のお許しを得ましたので、一言御挨拶申し上げます。令和2年5月19日に副管理者として就任して以来、約5年と7か月、組合の発展のため鋭意努力してまいりました。今日のこの日まで、任を全うできたのは、議員の皆様方の御指導、御鞭撻によるものと、心から感謝申し上げる次第でございます。任期中、特に印象に残っておりますのは、やはり西知多クリーンセンターとアクアマリンプラザのオープンでございます。コロナ禍という今までに経験したことのない状況の中で、事業化に向けた道のりは大変でありましたが、今日、両市民の方々が安心・快適に利用されている姿を見るにつけ、達成感を感じております。最後になりますが、東海

市・知多市の益々の発展と皆様の御健康と御多幸を祈念申しあげ、簡単ではございますが、退任の御挨拶とさせていただきます。

議長（渡邊眞弓）

次に、伊藤副管理者から発言の申し出がありますので、この際これを許します。

副管理者（伊藤清一郎）

議長のお許しを得ましたので、第5回臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、慎重に御審議をいただき、御議決を賜りましたことに、厚くお礼を申し上げます。今後とも、議員各位の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（渡邊眞弓）

以上をもちまして、令和7年第5回西知多医療厚生組合議会臨時会を閉会いたします。終始、御協力ありがとうございました。

（12月22日 午後1時55分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年（2025年）12月22日

西知多医療厚生組合議会 議長 渡 邊 眞 弓

5 番署名議員 工 藤 政 明

10 番署名議員 高 橋 直 之